

意見書第60号

ガザ地区における人道危機を踏まえ、パレスチナの国家承認を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)9月16日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

ガザ地区における人道危機を踏まえ、パレスチナの国家承認を求めるため。

ガザ地区における人道危機を踏まえ、パレスチナの国家承認を求める意見書

パレスチナのガザ地区では、死者数が本年8月5日現在で6万1,000人を超えたとパレスチナの保健省から発表されており、食糧不足や衛生環境の悪化など、人道状況は危機的な状態にあります。

こうした中、G7参加国や欧州諸国等において、パレスチナを国家承認する動きが加速しています。

我が国においては、これまで二国家解決を支持し、パレスチナへの人道支援を行ってきましたが、国家承認については慎重な姿勢を維持しています。しかし、ガザ地区の状況を踏まえ、我が国においても、対話による解決を促す立場を明確にし、地域の平和に貢献するため、パレスチナの国家承認を求めていくべきです。

また、本年7月28～30日にかけて、国連本部で開かれた閣僚級国際会合で発表されたニューヨーク宣言では、二国家解決の実現が紛争解決の唯一の道だとし、世界各国にパレスチナの国家承認が呼びかけられ、9月12日の国連総会において、同宣言が賛成多数で採択されたところです。我が国は、同宣言起草の作業部会にも参加しています。さらに、国会においても、本年7月及び8月に続き、9月11日に超党派の議員連盟から、岩屋毅外務大臣に対し、パレスチナの国家承認を求める要望書が、衆参両院の議員合わせて206名の署名と共に提出されたところです。

よって、政府は、こうした状況を踏まえ、一刻も早くパレスチナの国家承認を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

外 務 大 臣

意見書第 6 1 号

生活保護基準の引下げを違法とする最高裁判決を踏まえ、 引下げが行われた期間における生活保護受給者への補償等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年(2025年) 9 月 1 6 日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

生活保護基準の引下げを違法とする最高裁判決を踏まえ、引下げが行われた期間における生活保護受給者への補償等を求めるため。

**生活保護基準の引下げを違法とする最高裁判決を踏まえ、
引下げが行われた期間における生活保護受給者への補償等を求める意見書**

本年6月27日、最高裁判所第三小法廷(宇賀克也裁判長)は、2013年8月から国が段階的に実施した生活保護基準の引下げ(以下「本件引下げ」という。)は、生存権保障を具体化した生活保護法に反するなどとして、大阪府内の生活保護受給者らが保護費減額決定の取消しなどを求めた訴訟の上告審で、本件引下げの違法性を認め、当該処分を取り消す判決を言い渡しました。

本件引下げは、物価下落を反映させるために、厚生労働省が物価の動向を基に算出した独自の指数を用いてデフレ調整を行ったものでしたが、生活保護基準の指標として物価を使うこと等について、同基準の定期的な検証等を審議する国の社会保障審議会生活保護基準部会での議論を経ずに決定しており、こうした厚生労働大臣の判断は、裁量を逸脱または濫用するものであるとして、違法とされたものです。

また、本件引下げは実施から10年以上が経過しており、当該訴訟における原告の中には既に亡くなっている方がおられ、そうした状況に鑑みると、最高裁判決を踏まえた国の対応は急務です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 生活保護基準の引下げを違法とする最高裁判決を踏まえ、本件引下げが行われた期間における生活保護受給者に対する補償を直ちに行うこと。
2. 近年の急激な物価高騰を踏まえ、現在の生活保護基準の引上げを速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

財 務 大 臣

厚生労働大臣

意見書第 6 2 号

大阪・関西万博工事代金の未払いによる被害者への早急な救済措置を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年(2025年) 9 月 1 6 日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

大阪・関西万博工事代金の未払いによる被害者への早急な救済措置を求めるため。

大阪・関西万博工事代金の未払いによる被害者への早急な救済措置を求める意見書

大阪・関西万博工事を請け負った業者らが、工事代金の未払いによって廃業や生活の危機に直面し、被害額は数千万円から1億円を超え、家族を含め1,000人以上が影響を受けています。

被害を受けた業者（以下「被害者」という。）らは、万博工事未払い問題被害者の会を結成し、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「万博協会」という。）、大阪府、国土交通省、財務省、経済産業省などに救済措置等を要請してきましたが、具体的な支援策はありません。

大阪・関西万博工事は難工事であり、大手ゼネコンのトップでさえ、開幕に間に合わないという状況の中、被害者らがこのような大変厳しい工事を引き受けたのは、大阪府知事や万博協会の度重なる強い要請を受けたからにほかなりません。被害者らは万博協会からの海外パビリオン建設に係る積極的な受注協力の求めに応え、昼夜を問わず懸命に働き、多くのパビリオンを開幕までに完成させました。

大阪・関西万博は国家プロジェクトであるため、万博協会の役員には、大阪府知事、大阪市長、元内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長などが名を連ねています。国が主導する事業だからという信用の下に工事を行った業者らが、工事代金の未払いによって連鎖倒産や家族を含めた命と生活の危機に直面しているのは理不尽であり看過できません。

よって、政府及び大阪府は、大阪・関西万博工事代金の未払いによる被害者を救済するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 一刻も早く未払いの工事代金の立替払いをすること。
2. 返済期間が長期の無利子融資を緊急に実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

財 務 大 臣
国際博覧会担当大臣

経 済 産 業 大 臣
大 阪 府 知 事

国 土 交 通 大 臣

意見書第63号

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)9月16日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めるため。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険料の負担は、非正規雇用が拡大する中、高齢者や自営業者だけではなく、所得が低い若い世代にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民皆保険制度が開始された翌年の１９６２年の社会保障制度審議会では、国民健康保険は被保険者に低所得者が多く、また、保険料に事業主負担がないことから、相当額を国庫で負担する必要がある、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告しています。

こうした中、国は、国民健康保険財政に関して、全国知事会等との協議の結果、毎年約３，４００億円の財政支援を行っています。しかし、前述の財政支援の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要との要望が全国知事会、全国市長会それぞれから国に提出されています。

また、国民健康保険には、他の保険にない加入者の人数に応じて算定される均等割部分があります。特に、子どもに係る均等割について、子育てに対する不安を軽減させるために全国知事会からも要望が国に提出され、２０２２年から未就学の子どもの均等割の減免が実施されていますが、さらなる支援が必要です。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反するため、同じ収入、世帯構成であっても、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、公平性、公正性という観点からも欠かせないものです。

よって、政府は、国民健康保険財政への国庫負担を増額するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提 出 先〉

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

財 務 大 臣

厚生労働大臣